

第 7 期剣淵町分別収集計画

平成 2 5 年 6 月

剣 淵 町

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込（第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の 抑制のための方策に関する事項（第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込（第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	5
10	分別集数を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の 実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、剣淵町の最終処分場は残余容量が残り 9 年ほどしかない状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- ①容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ②町民と事業者と行政が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 26 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込（第 8 条第 2 項第 1 号）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
容器包装廃棄物	156t	154t	152t	151t	148t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民及び事業者並びに再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校における副読本を活用した環境教育、学校給食における紙パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう等ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に行う。

・過剰包装の抑制

各小売店に対し、簡易包装を呼びかけ、過剰包装の抑制を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

８ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込

（第８条第２項第４号）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
主として鋼製（スチール）の容器	13.1 t	13.0 t	12.8 t	12.6 t	12.5 t
主としてアルミニウム製の容器	4.9 t	4.8 t	4.7 t	4.7 t	4.6 t
無色のガラス容器	(合計) 12.0 t	(合計) 11.9 t	(合計) 11.7 t	(合計) 11.5 t	(合計) 11.4 t
	(引渡) (独自処理) 12.0 t	(引渡) (独自処理) 11.9 t	(引渡) (独自処理) 11.7 t	(引渡) (独自処理) 11.5 t	(引渡) (独自処理) 11.4 t
茶色のガラス容器	(合計) 14.9 t	(合計) 14.7 t	(合計) 14.5 t	(合計) 14.3 t	(合計) 14.1 t
	(引渡) (独自処理) 14.9 t	(引渡) (独自処理) 14.7 t	(引渡) (独自処理) 14.5 t	(引渡) (独自処理) 14.3 t	(引渡) (独自処理) 14.1 t
その他のガラス容器	(合計) 4.7 t	(合計) 4.7 t	(合計) 4.6 t	(合計) 4.6 t	(合計) 4.5 t
	(引渡) (独自処理) 4.7 t	(引渡) (独自処理) 4.7 t	(引渡) (独自処理) 4.6 t	(引渡) (独自処理) 4.6 t	(引渡) (独自処理) 4.5 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1.9 t	1.9 t	1.9 t	1.9 t	1.8 t
主として段ボール製の容器	30.1 t	29.7 t	29.3 t	28.9 t	28.6 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 11.8 t	(合計) 11.6 t	(合計) 11.4 t	(合計) 11.3 t	(合計) 11.1 t
	(引渡) (独自処理) 11.8 t	(引渡) (独自処理) 11.6 t	(引渡) (独自処理) 11.4 t	(引渡) (独自処理) 11.3 t	(引渡) (独自処理) 11.1 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 11.9 t	(合計) 11.7 t	(合計) 11.5 t	(合計) 11.4 t	(合計) 11.2 t
	(引渡) (独自処理) 11.9 t	(引渡) (独自処理) 11.7 t	(引渡) (独自処理) 11.5 t	(引渡) (独自処理) 11.4 t	(引渡) (独自処理) 11.2 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 30.6 t	(合計) 30.2 t	(合計) 29.8 t	(合計) 29.4 t	(合計) 29.0 t
	(引渡) (独自処理) 30.6 t	(引渡) (独自処理) 30.2 t	(引渡) (独自処理) 29.8 t	(引渡) (独自処理) 29.4 t	(引渡) (独自処理) 29.0 t
	(うち白色トレイ) (合計) 0.2 t	(うち白色トレイ) (合計) 0.2 t	(うち白色トレイ) (合計) 0.2 t	(うち白色トレイ) (合計) 0.2 t	(うち白色トレイ) (合計) 0.2 t
	(引渡) (独自処理) 0.2 t	(引渡) (独自処理) 0.2 t	(引渡) (独自処理) 0.2 t	(引渡) (独自処理) 0.2 t	(引渡) (独自処理) 0.2 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

また、人口変動率は、剣淵町一般廃棄物処理基本計画において設定した比率を採用する。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3,464 人	3,419 人	3,374 人	3,329 人	3,284 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.72 %	98.70 %	98.68 %	98.67 %	98.65 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	缶類	町(委託業者)に よる定期収集	広域処理 (士別市)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		町
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		広域処理 (士別市)
	(白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ		
	その他プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

缶、ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック器包装については分別収集を行い、最終処分場内のストックヤードに一時仮置きし、士別市に搬送し中間処理を委託する。飲料用紙パック、段ボールについては、最終処分場内のストックヤードに一時仮置きし、製紙業者に搬送し処理する。

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排出	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両準備
選別・保管	リサイクルセンター	
	ストックヤード	

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器	缶	透明及び半透明袋	4t ダンプ	広域処理 (士別市)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	ガラスびん	透明及び半透明袋		
茶色のガラス製容 器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐かけ		ストックヤード
段ボール	段ボール	紐かけ		
その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	透明及び半透明袋		広域処理 (士別市)
ペットボトル	ペットボトル	透明及び半透明袋		
その他プラスチッ ク製容器包装	白色トレイ	透明及び半透明袋		
	プラスチック 製容器包装	透明及び半透明袋		

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】 1 排出容器 透明及び半透明ポリ袋	a. 缶類(スチール缶、アルミ缶混合)	材質：透明及び半透明ポリ袋 容量：自由 数量	町	・ 缶として収集
	b. びん類(無色、茶色、	材質：透明及び半透明ポリ袋	町	・ びんとして収

	その他混合)	容量：自由 数量		集
	c. 紙パック	紐	町	・紙パックとして収集
	d. 段ボール	紐	町	・段ボールとして収集
	e. 紙製容器包装	材質：透明及び半透明ポリ袋 容量：自由 数量	町	・紙製容器包装として収集
	f. ペットボトル	材質：透明及び半透明ポリ袋 容量：自由 数量	町	・ペットボトルとして収集
	g. 白色トレイ	材質：透明及び半透明ポリ袋 容量：自由 数量	町	・白色トレイとして収集
	h. プラスチック製 容器包装	材質：透明及び半透明ポリ袋 容量：自由 数量	町	・プラスチック 容器包装として収集
2 集積場所	a～h	従来集積場所の利用		
【運搬段階】 1 専用車両	a～h	型 式：深ボデーダンプ 積載量：4 t 数 量：1 台	町 (委託)	廃棄物収集業者 所有
【中間処理段階】 1 スtockヤード	a. b. e. f. g. h	・最終処分場内のストックヤードに一時仮置き後士別市に搬送し中間処理	士別市	
	c. d	・最終処分場内のストックヤードに一時仮置き後製紙業者に搬送	町	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）

町民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため各種行事における啓発活動や地域における説明会等を積極的に開催する。